

(協定管理委員会の設置)

- 第12条 本協定を円滑に実施するため、協定管理委員会を設置する。
2 協定管理委員会の委員（以下「協定管理委員」という。）は役員を含む10人以内とする。
3 協定管理委員会の事務局は、猿ヶ森漁業協同組合に設置するものとする。

(協定管理委員会の機能及び経費の負担)

- 第13条 協定管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、
協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する
事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協
定の手続を経たものに限る。）に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において協定管理委員会に委任することが決議された事務（訴訟及び
不服申立てを除く。）
- 2 協定管理委員会は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員のうち任意の者に当該事
項の履行に関する代理権を付与することができる。
- 3 協定管理委員会は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収する能够
するものとする。

(その他)

- 第14条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年4月1日から施行する。

(本協定の参加者) 別紙のとおり

(以上)